# 総合口座取引規定

#### 【総合口座取引規定】

#### 1. (総合口座取引)

- (1) 次の各取引は、ひろしん総合口座として利用すること(以下「この取引」といいます。) ができます。
  - ①普通預金
  - ②期日指定定期預金、自由金利型定期預金 (M型)、自由金利型 定期預金、変動金利定期預金および定額複利預金 (以下これら を「定期預金」といいます。)
  - ③第2号の定期預金を担保とする当座貸越
- (2) 普通預金については、単独で利用することができます。
- (3) 第1項第1号および第2号の各取引については、この規定の定めによるほか、当金庫の当該各取引の規定により取扱います。

#### 2. (取扱店の範囲)

- (1) 普通預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れまたは払戻し(当座貸越を利用した普通預金の払戻しを含む。)ができます。
- (2) 定期預金の預入れは金壱円以上とし、定期預金の預入れまたは 書換継続は当店のみで取扱い、解約は当店のほか当金庫本支店の どこの店舗でも取扱います。

#### 3. (定期預金の自動継続)

- (1) 定期預金は、満期日に前回と同一の期間の預金に自動的に継続します。ただし、期日指定定期預金、定額複利預金は、通帳の定期預金・担保明細欄記載の最長預入期限に各々期日指定定期預金、定額複利預金に自動的に継続します。
- (2) 継続された預金についても前項と同様とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日(継続をしたときはその満期日) までにその旨を当店に申出てください。ただし、期日指定定期預金、定額複利預金については、最長預入期限(継続をしたときはその最長預入期限)までにその旨を当店に申出てください。

### 4. (預金の払戻し等)

- (1) 普通預金の払戻しをするときは、届出の印章により、当金庫所 定の払戻請求書に記名押印し、または当金庫所定の電子装置に押 印して、通帳とともに提出してください。また、定期預金の解約、 書替継続をするときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章に より記名押印して、通帳とともに提出してください。
- (2) 前項における普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続手続きに加え、普通預金の払戻しを受けることまたは定期預金の解約、書替継続手続きを行うことについて正当な権限を有することを確認するための本人確認書類の提示等の手続きを求めることがあります。この場合、当金庫が必要と認めるときは、この確認ができるまでは普通預金の払戻しまたは定期預金の解約、書替継続の手続きを行いません。
- (3) 普通預金から各種料金等の自動支払いをするときは、あらかじめ当金庫所定の手続きをしてください。
- (4) 普通預金から同日に数件の支払いをする場合に、その総額が払 戻すことのできる金額(当座貸越を利用できる範囲内の金額を 含む。)をこえるときは、そのいずれを支払うかは当金庫の任意 とします。

### 5. (預金利息の支払い)

- (1) 普通預金の利息は、毎年2月と8月の第3土曜日の翌日に、普通預金に組入れます。
- (2) 定期預金の利息は、元金に組入れる場合および中間払利息を中間利息定期預金とする場合を除き、その利払日に普通預金に入金します。現金で受取ることはできません。

### 6. (当座貸越)

- (1) 普通預金について、その残高をこえて払戻しの請求または各種料金等の自動支払いの請求があった場合には、当金庫はこの取引の定期預金を担保に不足額を当座貸越として自動的に貸出し、普通預金へ入金のうえ払戻しまたは自動支払いします。
- (2) 前項による当座貸越の限度額(以下「極度額」といいます。)は、この取引の定期預金の合計額の90%または200万円のうちいずれか少ない金額とします。
- (3) 第1項による貸越金の残高がある場合には、普通預金に受入れまたは振込まれた資金(受入れた証券類の金額は決済されるまでこの資金から除きます。)は貸越金額高に達するまで自動的に

返済にあてます。なお、貸越金の利率に差異がある場合には、 後記第8条第1項第1号の貸越利率の高い順にその返済にあて ます。

## 7. (貸越金の担保)

- (1) この取引に定期預金があるときは、第2項の順序に従い、その合計額について 223 万円を限度に貸越金の担保として質権を設定します。
- (2) この取引に定期預金があるときは、後記第8条第1項第1号の 貸越利率の低いものから順次担保とします。なお、貸越利率が同 ーとなる定期預金が数口ある場合には、預入日(継続をしたとき はその継続日)の早い順序に従い担保とします。
- (3) ①貸越金の担保となっている定期預金について解約または(仮) 差押があった場合には、前条第2項により算出される金額については、解約された預金の金額または(仮)差押にかかる預金の全額を除外することとし、前項と同様の方法により貸越金の担保とします。
  - ②前号の場合、貸越金が新極度額をこえることとなるときは、 直ちに新極度額をこえる金額を支払ってください。

## 8. (貸越金利息等)

(1) ①貸越金の利息は、付利単位を百円とし、毎年2月と8月の第3土曜日の翌日に、1年を365日として日割計算のうえ普通預金から引落しまたは貸越元金に組入れます。

この場合の貸越利率は、次のとおりとします。

A. 期日指定定期預金を貸越金の担保とする場合その期日指定定期預金ごとにその「2年以上」の利率に年 0.50%を加えた利率B. 自由金利型定期預金 (M型) を貸越金の担保とする場合その自由金利型定期預金 (M型) ごとにその約定利率に年 0.50%を加えた利率

- C. 自由金利型定期預金を貸越金の担保とする場合 その自由金利型定期預金ごとにその約定利率に年 0.50%を加え た利率
- D. 変動金利定期預金を貸越金の担保とする場合 その変動金利定期預金ごとにその約定利率に年 0.50%を加えた 利率
- E. 定額複利預金を貸越金の担保とする場合 その定額複利預金ごとの最長預入期限に適用する
- その定額複利預金ごとの最長預入期限に適用する利率に年 0.50%を加えた利率
- ②前号の組入れにより極度額をこえる場合には、当金庫からの請求がありしだい直ちに極度額をこえる金額を支払ってください。
- ③この取引の定期預金の全額の解約により、定期預金の残高が零となった場合には、第1号にかかわらず貸越金の利息を同時に支払ってください。
- (2) 貸越利率については、金融情勢の変化により変更することがあります。この場合の新利率の適用は当金庫が定めた日からとします。
- (3) 当金庫に対する債務を履行しなかった場合の損害金の割合は、 年14%(年365日の日割計算)とします。

## 9. (届出事項の変更、通帳の再発行等)

- (1) 通帳や印章を失ったとき、または、印章、氏名、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。
- (2) 前項の印章、氏名、住所その他の届出事項の変更の届出前に生じた損害については、当金庫に過失がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- (3) 通帳または印章を失った場合の普通預金の払戻し、解約、定期預金の元利金の支払い、または通帳の再発行は、当金庫所定の手続きをした後に行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- (4) 届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常 到達すべき時に到達したものとみなします。

## 10. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届

けください。

- (2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によってお届けください。
- (3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または 任意後見監督人の選任がされている場合にも、前2項と同様にお 届けください。
- (4) 前3項の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に お届けください。
- (5) 前4項の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 11. (印鑑照合等)

この取引において払戻請求書、諸届、その他の書類または当金庫 所定の電子装置に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの 書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

なお、預金者は、盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻し の額または不正な解約、書替継続による払戻しの額に相当する金額 について、次条により補てんを請求することができます。

## 12. (盗難通帳による払戻し等)

- (1) 盗取された通帳を用いて行われた不正な払戻しまたは不正な解約、書替継続による払戻し(以下、本条において「当該払戻し」という。)については、次の各号のすべてに該当する場合、預金者は当金庫に対して当該払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額の補てんを請求することができます。
  - ①通帳の盗難に気づいてからすみやかに、当金庫への通知が行われていること
  - ②当金庫の調査に対し、預金者より十分な説明が行われていること
  - ③当金庫に対し、警察署に被害届を提出していることその他の盗難にあったことが推測される事実を確認できるものを示していること
- (2) 前項の請求がなされた場合、当該払戻しが預金者の故意による場合を除き、当金庫は、当金庫へ通知が行われた日の30日(ただし、当金庫に通知することができないやむをえない事情があることを預金者が証明した場合は、30日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。)前の日以降になされた払戻しの額およびこれにかかる手数料・利息に相当する金額(以下「補てん対象額」といいます。)を前条本文にかかわらず補てんするものとします。

ただし、当該払戻しが行われたことについて、当金庫が善意無過失であることおよび預金者に過失(重過失を除く)があることを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てん対象額の4分の3に相当する金額を補てんするものとします。

- (3) 前2項の規定は、第1項にかかる当金庫への通知が、この通帳が盗取された日(通帳が盗取された日が明らかでないときは、盗取された通帳を用いて行われた不正な預金払戻しが最初に行われた日。)から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。
- (4) 第2項の規定にかかわらず、次のいずれかに該当することを当金庫が証明した場合には、当金庫は補てんしません。
  - ①当該払戻しが行われたことについて当金庫が善意かつ無過失であり、かつ、次のいずれかに該当すること
    - A. 当該払戻しが預金者の重大な過失により行われたこと
    - B. 預金者の配偶者、二親等内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われたこと
    - C. 預金者が、被害状況についての当金庫に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行ったこと
  - ②通帳の盗取が、戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗 じまたはこれに付随して行われたこと
- (5) 当金庫が当該預金について預金者に払戻しを行っている場合には、この払戻しを行った額の限度において、第1項にもとづく補てんの請求には応じることはできません。また、預金者が、当該払戻しを受けた者から損害賠償または不当利得返還を受けた場合も、その受けた限度において同様とします。
- (6) 当金庫が第2項の規定にもとづき補てんを行った場合に、当該補てんを行った金額の限度において、当該預金にかかる払戻請求権は消滅します。
- (7) 当金庫が第2項の規定により補てんを行ったときは、当金庫は、 当該補てんを行った金額の限度において、盗取された通帳により 不正な払戻しを受けた者その他の第三者に対して預金者が有す る損害賠償請求権または不当利得返還請求権を取得するものと します。

## 13. (即時支払)

- (1)次の各号の一にでも該当した場合に貸越元利金等があるときは、 当金庫からの請求がなくても、それらを支払ってください。
  - ①支払いの停止または破産、民事再生手続開始の申立があったとき
  - ②相続の開始があったことを当金庫が知ったとき
  - ③第8条第1項第2号により極度額をこえたまま6か月を経過したとき
  - ④住所変更の届出を怠るなどにより、当金庫において所在が明らかでなくなったとき
- (2) 次の各場合に貸越元利金等があるときは、当金庫からの請求がありしだい、それらを支払ってください。
  - ①当金庫に対する債務の一つでも返済が遅れているとき
  - ②その他債権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき

#### 14. (取引の制限等)

- (1) 当金庫は、預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に 把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求め ることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限まで に回答いただだけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもと づく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- (2) 1 年以上利用のない預金口座は、入金、払戻し等の本規定にもと づく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- (3) 第1項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、 具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限する場合があります。
- (4) 前3項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。
- (5) 日本国籍を保有せず本邦に居住する預金者は、当金庫の求めに 応じ、適法な在留資格・在留期間を保持している旨を当金庫所定 の方法により届け出るものとします。
- (6) 当該預金者が当金庫に届け出た在留期間が経過した場合、当金庫の判断により、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部または全部を制限すること、または預金者に通知することにより預金口座を解約することができるものとします。

なお、この制限または解約により生じた損害については、当金 庫は責任を負いません。また、この制限または解約により当金庫 に損害が生じたときは、当該預金者は、その損害額を支払うもの とします。

### 15. (解約等)

- (1) 普通預金口座を解約する場合には、貸越元利金等があるときは、通帳を持参のうえ、当店に申出てください。この場合、この取引は終了するものとし、貸越元利金等があるときはそれらを支払ってください。なお、定期預金の残高があるときは、別途に定期預金の証書(通帳)を発行します。貸越元利金等がないときは、通帳を持参のうえ、当店または当金庫本支店に申出てください。
- (2) 前条各項の事由があるときは、当金庫はいつでも貸越を中止しまたは貸越取引を解約できるものとします。
- (3) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はいつでも取引を停止し、または解約の通知をすることによりこの取引を解約することができるものとします。この取引を解約した場合において、貸越元利金があるときはそれらを支払ってください。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額を支払ってください。
  - ①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ②預金者が、暴力団・暴力団員・暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下これらを「暴力団員等」という。)に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
    - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または 第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団 員等を利用していると認められる関係を有すること
    - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与す

るなどの関与をしていると認められる関係を有すること

- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と 社会的に非難されるべき関係を有すること
- ③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも 該当する行為をした場合
  - A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行 為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信 用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他本号AからDに準ずる行為
- (4) 前項に基づく解約をした場合に、第15条の差引計算等により、 なお普通預金の残高があるときは、この通帳を持参のうえ当店に 申出てください。この場合、当金庫は相当の期間をおき、必要な 書類等の提出または保証人を求めることがあります。

### 16. (差引計算等)

- (1) この取引による債務を履行しなければならない場合には、当金庫は次のとおり取扱うことができるものとします。
  - ①この取引の定期預金については、その満期日前でも貸越元利金 等と相殺できるものとします。また、相殺できる場合は事前の 通知および所定の手続きを省略し、この取引の定期預金を払戻 し、貸越元利金等の弁済にあてることもできるものとします。
  - ②前号により、なお残りの債務がある場合には直ちに支払ってく ださい。
- (2) 前項によって差引計算等をする場合、債権債務の利息および損害金の計算については、その期間を計算実行の日までとし、定期預金の利率はその約定利率とします。

#### 17. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) 普通預金、定期預金その他のこの取引にかかるいっさいの権利 および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、 当金庫所定の書式により行います。

#### 18. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 定期預金は、満期日が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金が第7条第1項により貸越金の担保となっている場合にも同様の取扱いとします。
- (2)前項により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
  - ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、当金庫所定の払戻請求書に届出印を押印して通帳とともに直ちに当金庫に提出してください。ただし、相殺により貸越金が新極度額をこえることとなるときは、新極度額をこえる金額を優先して貸越金に充当することとします。
  - ②前号の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法 により充当いたします。
  - ③第1号による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅延なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 第1項により相殺する場合の利息等については、次のとおりと します。
  - ①定期預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金 庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用する ものとします。
  - ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 第1項により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の 計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 第1項により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

### 19. (手数料の取扱い)

- (1) 未利用口座管理手数料
  - ①未利用口座管理手数料は当金庫が別途定める未利用口座が対象となります。

- ②この預金は、別途定める一定の期間預金者による所定のご利用 がない場合には、未利用口座となります。
- ③この預金口座が未利用口座となりかつ残高が一定の金額を超えることがない場合には、当金庫はこの預金口座から、払戻請求書によらず当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引落します。
- ④この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、 当金庫は、預金者に通知することなく、残高を未利用口座管理 手数料に充当のうえ、この口座を解約できるものとします。
- ⑤一旦引落しとなり、お支払いただいた未利用口座管理手数料に ついては、ご返却いたしません。
- ⑥解約された口座の再利用はできません。

#### (2) その他手数料

- ①この預金の取引に関する手数料が、改定もしくは新設された場合にも、当該手数料は当金庫所定の方法により引落します。
- ②前項にかかわらず当該手数料の引落しができなかった場合、当 金庫は当金庫所定の方法により口座を解約することができる ものとします。

#### 20. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上

(2024年11月1日現在)